

議案第 48 号

市川市稲越町の区域における住居表示の実施に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

市川市稲越町の区域における住居表示の実施に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように定める。

令和 2 年 1 1 月 2 7 日 提出

市川市長 村 越 祐 民

市川市条例第 号

市川市稲越町の区域における住居表示の実施に伴う関係条例の整理に関する条例

(市川市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第 1 条 市川市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例(平成 14 年条例第 37 号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 国分高校バス停駐輪場の項中「市川市稲越町 308 番」を「市川市稲越 1 丁目 308 番」に改める。

(市川市立小学校設置条例の一部改正)

第 2 条 市川市立小学校設置条例(昭和 39 年条例第 43 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条の表市川市立稲越小学校の項中「市川市稲越町 518 番地の 2」を「市川市稲越 3 丁目 21 番 8 号」に改める。

(市川市立特別支援学校設置条例の一部改正)

第 3 条 市川市立特別支援学校設置条例(昭和 39 年条例第 45 号)の一部を次のように改正する。

第2条の表市川市立須和田の丘支援学校市川市立須和田の丘支援学校稲越校舎の項中「市川市稲越町518番地の2」を「市川市稲越3丁目21番8号」に改める。

(市川市放課後保育クラブの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第4条 市川市放課後保育クラブの設置及び管理に関する条例(平成14年条例第34号)の一部を次のように改正する。

別表市川市稲越小学校放課後保育クラブの項中「市川市稲越町518番地の2」を「市川市稲越3丁目21番8号」に改める。

(市川市消防本部及び消防署条例の一部改正)

第5条 市川市消防本部及び消防署条例(昭和40年条例第31号)の一部を次のように改正する。

別表市川市大野町4丁目2,163番地の1の項中「稲越町」を「稲越」に改める。

附 則

この条例は、令和3年2月1日から施行する。

## 理 由

令和3年2月1日から稲越町の区域において住居表示が実施されることに伴い、同区域内の自転車等駐車場、小学校、特別支援学校及び放課後保育クラブの位置並びに消防署の管轄区域を改める必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。